

“脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションは、乳幼児期には行うべきではない。頸部および、腰部に対するモビライゼーションおよびマニピュレーションは、学童期には行うべきではない。”

“脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションは、青年期の筋骨格系の疾患の治療として適用される可能性がある。”

“脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションは、小児期（乳幼児期，学童期，青年期）の非筋骨格系疾患の治療として適切ではなく、行うべきではない。”

指令	エビデンスに基づいた提言
非推奨(推奨しない)	• 脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションは、乳幼児期には行うべきではない。 • 頸椎および、腰椎に対するマニピュレーションは学童期には行うべきではない。 • 脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションは、小児期（乳幼児期，学童期，青年期）の非筋骨格系疾患の治療には適切ではなく、行うべきではない。これには、喘息、注意欠如・多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）、授乳困難、脳性麻痺、乳児仙痛、夜尿症、中耳炎が含まれる。
臨床的判断に基づき適用可能	• 脊椎に対するモビライゼーションは、筋骨格系の疾患を持つ学童期の治療に適用可能な場合がある。これには、頸部・背部痛に関連する可動域障害や、頭痛を伴う頸部痛が含まれる。 • 胸椎に対するマニピュレーションは、筋骨格系の疾患を持つ学童期の治療に適用可能な場合がある。これには、頸部・背部痛に関連する障害が含まれる。 • 脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションは、筋骨格系の疾患を持つ青年期の治療に適用可能な場合がある。これには、頸部・背部痛に関連する脊椎の可動域障害や、頭痛を伴う頸部痛が含まれる。
推奨	• 小児期（乳幼児期，学童期，青年期）に対し、脊椎に対するマニピュレーションおよびモビライゼーションを推奨する高く確実な根拠は存在しない。